

平成24年3月30日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

群馬県知事 大澤 正明

平成24年3月12日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」Ⅱの8に基づく「群馬県産ホウレンソウ及びカキナ」の出荷制限解除後の検査計画の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）Ⅱの8に基づき、本県において産出されたホウレンソウ及びカキナの出荷制限解除後の検査計画を、別添のとおり見直したので、提出する。

(別添)

ホウレンソウ及びカキナの出荷制限解除後の計画

平成24年3月30日
群馬県農政部技術支援課

- 1 出荷制限を解除した範囲
ホウレンソウ及びカキナ：県下全域
- 2 解除までの検査結果
ホウレンソウを指標作物として選定し、県域を東部地域及び西部地域に分割し、毎回2市町村以上検査を実施した。
暫定規制値を超えた伊勢崎市は毎回検査し、地域の拡がりを確認するため、他の市町村でも検査を行った。
カキナについても毎回検査を実施した。
いずれの検査でも暫定規制値以下であった。
- 3 解除後のモニタリング計画
カキナについて、出荷が継続している間は、概ね月1回、検体の採取・検査を行い、結果を公表する。
詳細は、別紙（検査計画表）のとおり。
なお、ホウレンソウについては、放射性セシウムが暫定規制値を超過していないことから、今後は、出荷制限解除に係る検査として実施するのではなく、一般食品として引き続き検査を実施する。
- 4 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し、出荷先、販売先の記録の保存を求め、出荷先等を補足可能とする。
基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の広がりを確認するための検査を行う。

【参考】

ハウレンソウ及びカキナの出荷制限解除後の計画 主な変更点

平成24年3月30日
群馬県農政部技術支援課

「計画策定日」

(新) 平成24年3月30日

(旧) 平成23年4月8日

「3 解除後のモニタリング計画」

(新)

カキナについて、出荷が継続している間は、概ね月1回、検体の採取・検査を行い、結果を公表する。

なお、ハウレンソウについては、放射性セシウムが暫定規制値を超過していないことから、今後は、出荷制限解除に係る検査として実施するのではなく、一般食品として引き続き検査を実施する。

(旧)

ハウレンソウについて、東部地域、西部地域それぞれで毎週2市町村以上の検査を実施する。カキナについても毎週2回検査する。

「4 モニタリング検査により基準値〔(旧) 暫定規制値〕を超える結果が判明した場合の対応」

(新)

基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を要請する。

(旧)

暫定規制値を超える結果が出た場合には、即座に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を要請する。

群馬県産 カキナ 検査計画表

市町村	栽培形態	検査計画(セシウム134及びセシウム137)					
		平成24年4月				5月	6月
		4月4日	4月11日	4月18日	4月25日		
高崎市	露地		予定			(出荷終了)	(出荷終了)
藤岡市	露地		予定				
昭和村	露地		予定				
みなかみ町	露地		予定				